

平成27年 藤枝市議会11月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成27年12月17日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案15件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第69号議案「藤枝市行政不服審査会条例」について申し上げます。

一委員より、「行政不服審査法の改正により、審査請求に係る権利について拡張されたと思うが、審査会が設置、審査請求期間の延長のほかに、新たに認められる権利について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「審査請求が出た場合、処分に直接関係の無い職員が審査手続きにあたり、審査の中立性を確保するという点、審査時の口頭意見陳述の際、審査請求者が、単に意見を述べるということから、審査請求者が、許可を得たうえで処分庁に質問できる権利が拡張された点、及び、処分庁が提出した資料等のコピーを求めることが認められた点の3点が、拡張された主な権利である。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案「藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「行政不服審査法の改正に伴い、別表に新たに定めるコピー代の規定は、紙ベースでの交付に限るのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の改正の趣旨は、国民の利便性の向上が主な目的であることを踏まえ、紙以外にも、コンパクトディスク等にデータをコピーする方法での交付も認めていく。」という答弁がありました。

次に、「データでの交付の場合の手数料は、どのように計算するのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「データの場合も、既存の手数料との整合の観点から紙ベースの枚数に換算して1枚あたり10円で計算し、その分の手数料を徴収する。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案「藤枝市情報公開条例 及び 藤枝市個人情報 保護条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第72号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、本委員会に分割付託された条項について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案「藤枝市消防団員等 公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案「藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「共済年金と厚生年金の一元化により、共済年金の受給額や、遺族年金の受給対象者について、厚生年金と同等になるが、これ以外にどのような変更があるのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「厚生年金と共済年金の保険料率が、平成30年に18.3%に統一されるということと、共済年金独自に設けられている職域加算が廃止され、年金払い退職給付が創設されたことなどがある。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案「藤枝市定年退職者等の再任用に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案「議会の議員 その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「『その他非常勤の職員』の公務災害について、どのように判断するのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「臨時職員・非常勤職員等の公務災害の認定基準については二つあり、一つは、『公務遂行性』で、任命権者の支配下にある公務に従事しているか、もう一つは、『公務起因性』で、遂行している公務と災害との間に相当因果関係があるか、この2点の認定基準を要件とし、公務災害に該当するか判断する。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案「藤枝市行政手続きにおける 特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例」について、申し上げます。

初めに、「マイナンバーのシステムは、インターネットに接続しないクローズドシステムなので情報漏えいはいはあり得ないとのことだが、どのような仕組みなのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「職員が業務に使用するパソコンは、インターネットに接続できない環境となっており、所定のUSB以外の外部メモリーには書き込みができない措置をとっている。住民基本台帳の閲覧など、業務ごとに権限を与えられた職員に限って閲覧が可能であり、端末ごとに閲覧や操作の履歴を追跡できる仕組みとなっている。

このほか、人的ミスを防ぐためのセキュリティに関する研修を新人職員ほか対象に随時開催し、年1回情報政策課職員が全職場を巡回指導し、情報セキュリティには万全の対策を施している。」という答弁がありました。

次に、「この条例は、法第9条2項にある委任により制定されるもので、市役所部内での『個人番号の利用範囲』や『特定個人情報の提供』について等を定めているが、市民からマイナンバーの提示を拒まれた場合はどうするのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「この条例は、執行機関内で特定個人情報を扱う場合の根拠として必要な条例である。

市民からマイナンバーの提示を拒否された場合には、法律の趣旨に則った事務の遂行のために、丁寧に説明をして提示をお願いする。来年1月からの利用開始に向けた窓口対応については、庁内のマニュアル作りが必要と考えている。」という答弁がありました。

次に、「条例中の『情報提供ネットワークシステム』につながる端末は全庁で何台なのか伺う。」という質疑があり、

これに対して「ネットワークシステムに繋がる管理用の専用端末は1台で、これは情報政策課に設置する。その後、他の市との連携が始まる平成29年7月までに、市民課や介護福祉課等、関係各課に端末の導入を進めていく。」という答弁がありました。

次に、「それらの端末に接することができる職員はどう限定するのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「情報を扱う職員については、それぞれの職場の業務により、個別具体的に限定する。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、「この条例は、市が番号法に対応するために、市民の個人情報をやり取りするために制定する条例である。番号法は、個人情報の漏えいの危険が高く、プライバシーを侵害する点など、世界の流れに逆行する制度であることは、これまでも主張し続

けてきた。この制度は拡大すべきではなく、廃止すべきであるという立場で、本案の可決に反対である。」という討論がありました。

次に「番号法は平成27年10月5日に施行され、平成28年1月からの利用開始に向け、全国でマイナンバーの通知カードの発送が行われているところである。番号利用開始については、番号法の規定によりほかの地方公共団体と連携する事務や、庁内事務における連携ができるようにする必要があり、本条例は、番号法における条例への委任規定に基づき、番号法に規定された事務の執行に必要な事項を定めるものであり、この条例制定は必須なものであることから、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第78号議案「藤枝市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第79号議案「藤枝市税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに「現在の藤枝市における徴収の猶予と換価の猶予について、何件あるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して「平成27年9月末日現在、徴収の猶予について、適用しているものは無いが、職権による換価の猶予は26件行われている。」という答弁がありました。

次に「職権による換価の猶予が26件との答弁だが、これに対して今後、どう納税を促していくのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して「換価の猶予としている納税者は、納税について誠実な意識を持っている方々であり、1年ないし2年の猶予を行っているのだが、現実的に、事業の継続や生活自体が難しい方もいる。そういう方については、すぐに滞納処分に移るのではなく、その状況をよく見ながら、分納を続けていただく、生活状況を伺いながら執行停止をはかるなど、一つ一つの事案を本人と相談のうえ、決めて進めていく。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案「藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第82号議案「藤枝市立公民館条例の一部を改正する条例」について、申し上げ

ます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第83号議案「第5次藤枝市総合計画 基本構想の変更について」について、申し上げます。

初めに「旧構想では『しましう。』という声かけ表現だったが、新たな構想では『めざします。』という強い表現になっているが、このように表現を変えた考え方について伺う。」という質疑があり、これに対して「文末の変更については、総合計画特別委員会での審議の中で、委員から、文末のまとめ方について考えたら如何か、という意見をいただいた。そのような意見を勘案し、文末の表現を変えた。」という答弁がありました。

次に、「この基本構想を受けて、後期計画で盛り込む新たな部分や特徴について伺う。」という質疑があり、これに対して「基本構想の趣旨も含め、先に作成した『地方創生総合戦略』との整合性を重視して、随所にその要素を盛り込んだ形で、後期計画を作っていく。重点プロジェクトとして4つの縦軸に、7つの分野からなる分野別施策展開戦略を横軸に織り交ぜ、縦横の連携を密にした計画としていく。」という答弁がありました。

次に、「基本構想、後期計画を含め、有識者の審議会から出された意見について、どのように反映させているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市議会による総合計画特別委員会と、有識者による総合計画審議会を開催し、それぞれの委員から意見をいただいた。特に基本構想については、特別委員会の委員より38項目についての意見をいただき、それらの意見を基本構想の記述の中に盛り込んでいる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第84号議案「北海道恵庭市との友好都市提携協定の締結について」について、申し上げます。

一委員より「恵庭市を、本委員会でも行政視察を行ったが、全体的な感想として大変良い印象であった。また、今後の友好都市提携に向け、より高い効果を期待したいが、産業交流という点で、藤枝の特産品であるミカンなどの柑橘類が喜ばれると思うが、双方の特産品を販売しあうなど、この分野での可能性について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「もともと恵庭市の職員が藤枝市の6次産業について視察に訪れたことから始まった交流であるため、既にある程度の産業交流は始まっている。今後、集客力のある、恵庭市の道の駅などで、藤枝の特産品の販売や、両市の農産物を活用した新製品の開発など、様々な可能性について、先方と話し合っているところである。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。